

令和7年度
関東農政局管内国営事業外部技術者活用業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局 土地改良技術事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、関東農政局管内事業(務)所が発注する設計業務の技術的課題に対し、外部技術者の視点や技術力等を活用しながら、即応的、機動的に課題の解決を図り、事業の適切かつ円滑な推進に貢献するとともに、農政局技術者の一層の技術力向上に資することを目的とする。

(場所)

第1-3条

本業務における対象地区は、群馬県甘楽郡下仁田町青倉地先であり、別添施行位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、次のいずれかの資格を有する者、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者)とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学・工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	-
農業土木技術管理士	-	-

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務設計の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加

入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(業務対象地区、施設等) 本業務の対象地区、施設及び施設に係る検討事項等は下記のとおりである。

第2-1条

- (1) 対象地区 鐮川地区
地区担当: 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
- (2) 対象施設 南牧導水路1号水路橋
- (3) 所在地 群馬県甘楽郡下仁田町青倉地先
- (4) 現況施設概要 鉄筋コンクリートI桁ゲルバー橋
断面H1.4m B1.2m 延長34m
- (5) 検討事項 水道用水と畑かん用水を通水しながら現位置で水路橋を全面改修する際の水路橋構造検討及び水路橋仮設計画

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 平成26年度 国営施設応急対策事業 鐮川地区事業計画概定業務報告書
- (2) 平成29年度 国営施設応急対策事業 鐮川地区耐震診断業務報告書
- (3) 令和3年度 国営施設応急対策事業 鐮川地区施設整備計画検討その他業務報告書
- (4) 令和4年度 地域整備方向検討調査 鐮川地域事業地区概定その他業務報告書
- (5) 令和5年度 国営土地改良事業地区調査 鐮川地区事業計画検討業務報告書
- (6) 令和5年度 国営土地改良事業地区調査 鐮川地区施設計画策定業務報告書
- (7) 令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
鐮川地区施設機能保全計画等策定業務報告書
- (8) 令和2年度 関東農政局管内国営事業外部技術者活用業務報告書
- (9) 令和3年度 関東農政局管内国営事業外部技術者活用業務報告書
- (10) 令和4年度 関東農政局管内国営事業外部技術者活用業務報告書
- (11) 令和6年度 関東農政局管内国営事業外部技術者活用業務報告書

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか業務完了時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目、作業内容及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙の作業項目内訳表に示すとおりである。

(作業の留意点)

第3-2条

本業務における作業は次の事項に留意するものとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術

者と連携を密にして、互いに協調を図らなければならない。

番号	業務名	業務期間
1	鐺川二期地区施設計画補足検討業務（仮称）	R7.10～R8.3 （予定）

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-10条の打合せについては、Web会議形式にて開催し主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手前の段階
第2回	施工計画、仮設計画の課題と留意点の整理段階
第3回	施工時の留意点整理段階
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）報告書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD）正副2部
この他、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD）により別途一部提出するものとする。
- （2）報告書 市販チューブファイル製本2部
なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

（成果物の提出先）

第5-2条

報告書の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2-5-3
関東農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3-1条に示す「作業項目、作業内容及び数量」に変更が生じた場合。
- （2）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （3）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （4）履行期間の変更が生じた場合。
- （5）その他

第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 施工計画、仮設計画に係る助言・指導（鏑川地区 南牧導水路1号水路橋）	対象施設改修における施工計画、仮設計画に関する助言・指導を行う。	
（1）外部技術者の選定	地区の検討内容を把握した上で、対象となる工事に知見を有する外部技術者を2名選定する。 なお、外部技術者は受注者が提案する候補者を基に発注者と協議の上決定する。	1式
（2）現地調査	業務遂行に必要な現地調査を行う。	1式
（3）施工計画、仮設計画の検討に係る課題と留意点の整理	既存施設の設計諸元、構想設計業務等の資料を基に、施設の検討事項に係る施工計画、仮設計画について検討すべき課題と留意点を整理する。	1式
（4）設計業務打合せにおける指導・助言・検討結果の整理	外部技術者（2名）は、利根川水系土地改良調査管理事務所が発注する設計業務の打合せ（12月、1月頃の2回を予定）に出席し、設計業務受注者から提案された施工計画及び仮設計画（案）に対して指導・助言を行うとともに検討結果を整理する。	1式
（5）施工時の留意点の整理	上記（4）で整理した施工計画、仮設計画に対して、施工時の留意点を整理する。	1式
2. 点検とりまとめ	各作業における成果物について点検・とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	1式